

## 児童虐待やヤングケアラーの支援に関する研修会 開催要領

### 1. 目的

本市では、母子保健と児童福祉の窓口を一本化した「こども家庭センター」を令和5年4月に設置し、迅速な相談対応、サービス提供が行える体制を整備した。また、ヤングケアラーの相談窓口としてヤングケアラーコーディネーターを配置するとともに、困難を抱える家庭へ訪問支援員（訪問介護員）を派遣し家事援助を行う「松江市子育て世帯・ヤングケアラー等訪問支援事業」を9月から開始している。

この研修会では「生活に困難を抱える家庭の保護者や子ども」など、支援が必要な対象者の理解と児童の権利や利益を尊重した対応について学び、今後の支援に活かすことを目的とする。

### 2. 日時

令和6年3月15日（金） 18時～19時30分  
（受付 17時30分～）

### 3. 会場

いきいきプラザ島根 403研修室

### 4. 参加者

- ・介護保険法に基づく訪問介護の指定を受けている事業所
- ・障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく居宅介護の指定を受けている事業所
- ・居宅介護支援事業所

### 5. 内容

- ・児童虐待やヤングケアラーの支援について
- ・「松江市子育て世帯・ヤングケアラー等訪問支援事業」の概要について
- ・意見交換